

議案第142号

福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年6月15日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、家庭的保育事業者等における諸記録について電磁的記録による作成等を認める必要があるによる。

福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年福岡市条例第59号）の一部を次のように改正する。

目次中「 第3節 小規模型事業所内保育事業（第48条・第49条）」を  
「 第3節 小規模型事業所内保育事業（第48条・第49条）  
第6章 雑則（第50条）  
」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

（電磁的記録）

第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。